

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
情-I-056	防衛省サイバー人材フレームワーク策定支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年12月15日(月)（10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。
- (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年11月13日(木) 12：00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書5.1 a)～b)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.4.1 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年11月17日(月) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和7年11月28日(金) 12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年12月11日（木）

までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

調達要求番号：

仕様書			
件名	サイバー人材フレームワーク策定支援業務	仕様書番号	
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和7年10月6日
		作成部署	整備計画局サイバー整備課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、**サイバー人材総合戦略**にて定めるサイバー人材の「特定」に係る取組として、防衛省にて策定した、**サイバー人材のスキル評価指標**について、サイバー領域に係る各組織の意見及び課題を踏まえ、**サイバー人材のスキル評価指標の更新**を含めた、**サイバー人材フレームワーク**の策定について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、**JIS X 0001**によるほか、**付表1**による。

1.3 引用文書等

引用文書等は次による。

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

a) 規格

JIS X 0001 情報処理用語－基本用語

b) 仕様書等

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

C&LPS-Y00009 プログラム等一般共通仕様書

c) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達) (防装庁(事)第137号(4.3.31)以下「情報セキュリティ通達」という。)

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について(通達) (防官文第6174号(4.3.30))

著作権法 (昭和45年法律第48号)

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)

d) その他

デジタル社会の実現に向けた重点計画(2025年(令和7年)6月13日閣議決定)

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

(2025年(令和7年)5月27日最終改定 デジタル社会推進会議幹事会決定)

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック

(2025年(令和7年)5月27日最終改定 デジタル庁)

1.3.2 関連文書

防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電算機情報の取扱いについて(通達)(防防調第4608号19.4.27)

2 本役務に関する基本的事項

2.1 本役務の背景及び目的

防衛省においては、令和6年7月に**防衛省サイバー人材総合戦略**を定め、サイバー人材の「特定」に関する取組として、**NIST SP800-181** や **DoD Cyber Workforce Framework** を参考に、サイバー人材の役割と各役割に求められる識能を、**サイバー人材のスキル評価指標**として定義したところであるが、サイバー領域に係る各組織からの意見を受け、運用に至っていない。

一方で、令和7年5月23日に**サイバー対処能力強化法及び同整備法**(令和7年法律第42, 43号)が公布され、サイバー安全保障分野での対応能力の向上が求められてるところ、防衛省においてもサイバー人材の確保・育成に向けた取組の実行は急務であり、まずは防衛省として統制の取れたサイバー人材の「特定」の実現が求められている。

本役務においては、防衛省にて作成した**サイバー人材のスキル評価指標**に対するサイバー領域に係る各組織からの意見を踏まえ、当該指標の問題点を解消し、引き続き**NIST SP800-181** や **DoD Cyber Workforce Framework**、あるいは国内他省庁等におけるサイバー人材フレームワークを参考として、各組織にて運用できるよう、**防衛省サイバー人材フレームワーク**として策定する。

2.2 プロジェクト体制

本役務に関するプロジェクト体制を次の図1及び表1に示す。

本役務においては、**防衛省サイバー人材フレームワーク**の主管となる整備計画局(サイバー整備課)との定期的な会議だけでなく、**防衛省サイバー人材フレームワーク**を活用する各組織への意見照会を含めた各種調整が発生し、相当数の会議開催が見込まれる。

契約の相手方は、これらの関係を十分に理解するとともに、各組織等における検討状況を把握し、**防衛省サイバー人材フレームワーク**を作成すること。

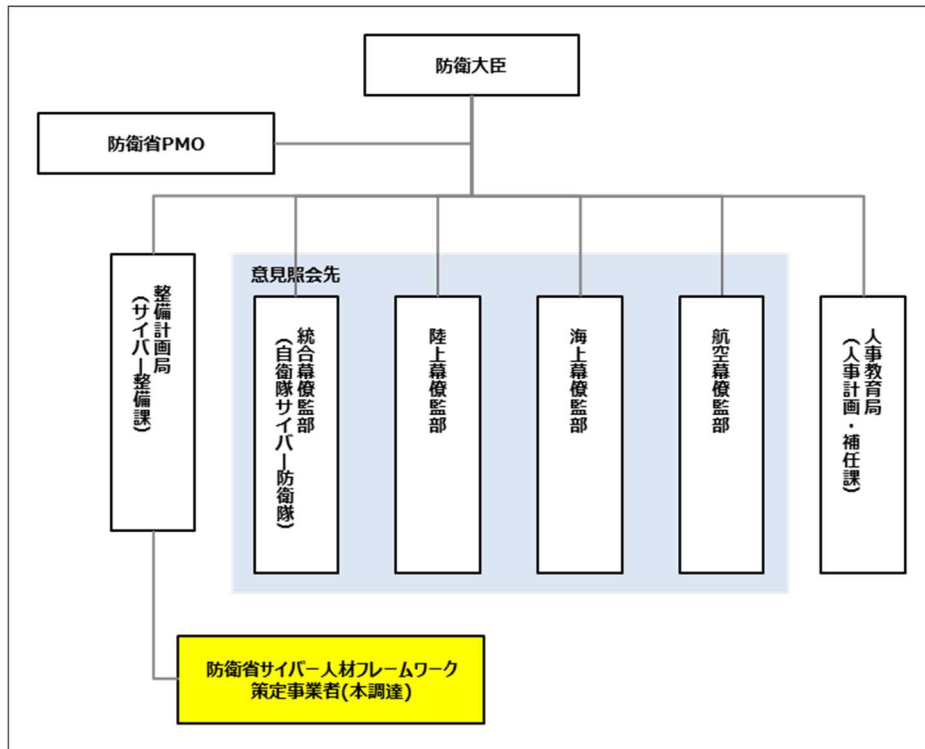


図 1 プロジェクト体制図

表 1 防衛省サイバー人材フレームワーク策定プロジェクトの体制と役割

体制	役割
整備計画局 (サイバー整備課)	本プロジェクトの推進を行う。
統合幕僚監部 (自衛隊サイバー防衛隊)	本役務にて作成する 防衛省サイバー人材フレームワーク の活用が想定される組織であり，作成における意見照会を行う。
陸上幕僚監部	
海上幕僚監部	
航空幕僚監部	
人事教育局 (人事計画・補任課)	自衛官の人事制度，人事計画の所掌組織。人事計画の変更などの情報提供を行う。
防衛省サイバー人材フレームワーク策定事業者 (本調達)	本役務を実施する。

2.3 全体スケジュール (案)

防衛省サイバー人材フレームワーク策定に係る全体スケジュール（案）は図 2 のとおりである。なお、詳細は官側の指示による。

		令和7年度 2025年度		
		3 / 四	4 / 四	
		12	1	2
サイバー人材フレームワーク策定支援役務（本役務）				
4.1	全般事項	[Progress bar]		
4.2	防衛省サイバー人材フレームワークの検討と策定	[Progress bar]		
4.2.1	サイバー人材のスキル評価指標の問題点の特定	[Progress bar]		
4.2.2	防衛省サイバー人材フレームワークの策定	[Progress bar]		
4.3	その他	[Progress bar]		

図 2 防衛省サイバー人材フレームワーク策定 全体スケジュール（案）

3 役務に関する要求

3.1 一般的要求事項

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、この仕様書の各要素を満足させなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行に係る官側との連絡調整及び契約の相手方が行う業務全般を統括する者を定め、官側に通知するものとする。
- c) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- d) 契約の相手方は、契約締結後、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)**に示す保護すべき情報を取扱う業務を実施するため、防衛省から調達における情報セキュリティ基準の適合を取得していること。
- e) 本役務に係る成果物及び類似の派生物(企画等の構想も含む。)における一切の著作権及び所有権は、官側に帰属するものとする。
- f) 契約の相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。
- g) 契約の相手方は、会社で利用するパソコン等については、ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を最新に維持したものを使用することとし、ファイル交換ソフト(インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等)をインストールしていないこと。さらに、役員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。第三者を従事させる場合も同様とする。なお、会社で利用するパソコン等には、本役務に利用するパソコン等、及び本役務の実施に利用しないパソコン等の双方を含む。
- h) パソコン等へ保存する業務関係書類のデータについては、その内容について、あらかじめシステム管理者の了解を得るものとする。なお、業務関係書類とは、契約の相手方が本役務に基づき作成する全ての書類とする。
- i) 契約の相手方は、官側から情報提供の依頼を受けた場合、内容等について官側と調整し、承認を得たうえで、速やかに情報提供を行うこと。

3.2 役務期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

4 役務の内容

4.1 全般事項

4.1.1 役務実施計画書の作成

契約の相手方は、2.1項の本役務の背景及び目的に基づき、本件を実施するために必要な作業を洗い出した上で、契約後速やかに役務実施計画書を策定し、官側と協議の上、提出すること。

4.1.2 スケジュール管理及びWBSに基づく進捗管理

役務実施計画については、作業を詳細化したWBS及び作業全体を把握できる進捗管理表を作成し、プロジェクトの進捗状況、内容等について、週1回を基準に官側への報告会を実施し、確認を受けること。

4.2 防衛省サイバー人材フレームワークの検討と策定

4.2.1 サイバー人材のスキル評価指標の問題点の特定

現状のサイバー人材のスキル評価指標の問題点を特定し、サイバー領域に係る各組織（統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊等）と合意すること。

上記に関する具体的かつ実現性のある進め方を提案すること。

4.2.2 防衛省サイバー人材フレームワークの策定

4.2.1を踏まえ、防衛省全体として、サイバー領域に係る各組織における識能評価やポスト設定の基準が統制されるよう、効果的な防衛省サイバー人材フレームワークとして策定し、サイバー領域に係る各組織（統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊）と合意すること。

上記に関する具体的かつ実現性のある進め方を提案すること。

4.3 その他

4.3.1 各種議事録の作成

役務事業者が参加する会議及びその他各種打合せ等に際し、必要に応じ議事録等の作成を実施すること。

5 役務実施体制の整備

5.1 役務実施体制の整備

- a) 契約相手方は、契約締結後、1.3.1項の「**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)**」に示す保護すべき情報を取扱う業務を実施するため、防衛省から「調達における情報セキュリティ基準」の適合を取得していること。
- b) 契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議するものとする。
 - 1) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
 - 2) 上記1)の業務従事者が履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
 - 3) 上記1)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- c) 契約相手方は、**防衛省サイバー人材フレームワーク**策定に必要となる、サイバー領域に係る各組織（統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊等）との円滑な連携を支援できる体制を構築すること。

5.2 契約相手方の要件

契約相手方は以下の役務実績を有すること。

- a) 直近5年以内に官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において調査研究又は技術支援を行った実績を複数有しており、当該調査研究又は技術支援が情報通信分野に関するものであること。
- b) 上記a)のうち少なくとも1件は防衛省に対するものであること。
- c) 直近5年以内に防衛省内の各組織の意見を取り纏めるなどの業務整理や要件整理を含む調査研究や業務支援を行った実績を有するものであること。
- d) 直近5年以内に防衛省の情報通信部門全体の統制を取ることを目的とした、内部部局より発出する訓令・指針等の策定支援を行った実績を有するものであること。
- e) 直近5年以内に官公庁及び独立行政法人を含む公的機関の情報通信部門全体の統制を取ることを目的として、NIST SP800 シリーズ又はFIPSを基にした指針等の策定支援を行った実績を有するものであること。
- f) 直近5年以内に防衛省内のシステム要件定義や仕様書作成、技術支援を行った実績を有するものであること。
- g) 直近5年以内に防衛省内の人事分野における調査分析や制度改定等の技術支援を行った実績を有するものであること。
- h) 従業員数1万人以上の官公庁又は民間企業における人材戦略策定及び実行支援の実績を3件以上有するものであること。
- i) 官公庁における人材戦略策定及び実行支援の実績を有するものであること。
- j) 防衛省のリスク管理枠組みに関する知識を持ち、リスク管理枠組みの運用に係る情報システム側の支援実績を複数有するものであること。
- k) 入札参加者は、本役務を実施する部門を対象として、ISO9001及びISO27001の認証を取得していること。

5.3 役務員の資格要件

本役務の実施に当たり、以下の資格要件を満たす者を従事させること。なお、全体を統括する責任者として、「統括責任者」を1名指定すること。

a) 統括責任者の資格要件

- 1) 防衛省の情報通信分野における技術支援に、責任者として3年以上従事した経験を有すること。
- 2) 防衛省の情報通信部門全体の統制を取ることを目的とした、内部部局より発出する訓令・指針等の策定支援経験を有すること。
- 3) **デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン**に基づくプロジェクト管理について精通しているとともに、利用経験を有すること。
- 4) 以下の資格のいずれかを有すること。
 - ・ ITコーディネータ
 - ・ PMP (Project Management Professional)
 - ・ 情報処理技術者試験の以下の区分
 - (ア) プロジェクトマネージャ
 - (イ) ITストラテジスト
- 5) 最近の政府における情報通信政策について十分理解するとともに、最新の技術動向を踏まえ、論理的にわかりやすい説明資料を提示することにより、本役務における課題解決能力を有すること。
- 6) 契約相手方は、本要員について第三者に委任又は請け負わせてはならない。

b) その他の役務員の資格要件

- 1) 本役務の役務員のうち少なくとも1名は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの試験の合格者又は資格の保有者であって、担当分野において3年以上の実務経験を有すること。
 - ・ 情報処理安全確保支援士
 - ・ 情報処理技術者試験 (情報セキュリティスペシャリスト)
 - ・ 情報処理技術者試験 システム監査技術者
 - ・ 公認情報システム監査人 (CISA:Certified Information Systems Auditor)
 - ・ 公認情報セキュリティマネージャー (CISM:Certified Information Security Manager)
 - ・ CISSP (Certified Information Systems Security Professional)
- 2) 本役務の役務員のうち少なくとも1名は、以下の情報通信分野に係る業務系スキルを具備する者であって、3年以上の実務経験を有すること。
 - ・ 防衛省全体の統制を図ることを目的とした、防衛省の情報通信分野における訓令、指針等の技術的な規則の作成支援の経験
 - ・ 防衛省の情報通信分野における2件以上の技術支援 (調査研究、要件定義、プロジェクト管理、調達支援) の経験
- 3) 本役務の役務員のうち少なくとも1名は、以下の人事分野に係る業務系スキルを具備する者であること。
 - ・ 従業員1万人以上の官公庁または民間企業の人材戦略・施策のコンサルティングにおける5件以上の経験
 - ・ 通算10年以上の官公庁または民間企業の人材戦略・施策のコンサルティング経験

- ・ 従業員 1 万人以上の官公庁または民間企業に対する、DX 人材に関するスキル定義の支援における 3 件以上の経験
- 4) 本役務の役務員のうち少なくとも 1 名は、以下の安全保障分野に係る業務系スキルを具備する者であって、3 年以上の実務経験を有すること。
- ・ サイバーセキュリティや経済安全保障に知見を有し、防衛省をはじめとする政府機関及び重要インフラ事業者を含む民間企業のサイバーセキュリティに係る 3 件以上の支援経験

5.4 役務員の変更等の届出

役務員に異動、退職、長期休暇等が生じ、役務員の追加、変更等が必要となった場合には、十分な時間的余裕をもって官側に**役務従事者名簿**を提出し承認を得ること。

5.5 役務員の交代

契約相手方は、官が技術レベル、資質、態度等が役務の円滑な実施に支障があると認めた役務員について、他の役務員への交代を行うこと。

6 その他の指示

6.1 提出書類

契約の相手方は、表 2 に示す提出書類について、指定された提出時期に指定された数量を官側に提出しなければならない。

表 2 提出書類

番号	書類名	提出時期	数量	媒体	提出先	備考
1	役務実施計画書 (作業スケジュールを含む)	契約後速やかに	1 式	電子	整備計画局 サイバ	—
2	防衛省サイバー人材フレームワーク	本役務終了まで	1 式		ー整備課	—
注記 1 電子媒体の種類及び方式は、官側との調整による。 注記 2 ドキュメント類を電子媒体に保存する形式は、原則として Word 等による。ただし、官側が別途形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。						

6.2 貸付品

契約の相手方は、表 3 に示す貸付品について、官側と調整の上、無償で貸付を受けることができるものとする。

なお、貸付品のうち文書又は技術資料については、貸付時の最新版とし、貸付後に文書又は技術資料が更新された場合は、更新版の貸付を受けることができるものとする。

表 3 貸付品

名称	秘区分	貸付期限	貸付場所及び返
----	-----	------	---------

			納場所
サイバー人材のスキル評価指標	—	契約締結から 役務期間満了日	整備計画局 サイバー整備課

6.3 業務従事者の交代

契約の相手方は、官側が技術レベル、資質、態度等が業務の円滑な実施に支障があると認めた業務従事者について、ほかの業務従事者への交代を行うこと。

6.4 情報の保全

6.4.1 契約の履行体制

契約の相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制。
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせないことを保障する履行体制。
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対し指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して又は漏えいされないことを保障する履行体制。

6.4.2 その他

6.4.1 項の保護すべき情報の細部については、表4のとおりとする。

表4 保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	サイバー専門部隊 関連ポストの情報	サイバー専門部隊に係る人事 及び補職等に関する情報	
2	防衛省の規則類	サイバースキル評価指標について(通知) (防整サ第8332号。令和7年3 月31日)	

- a) 本契約の履行に当たり知り得た知識を漏えい又はほかに転用してはならない。
- b) 個人情報については、**防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実**

施について（通達）に従って官側が示した規定に従い保護すること。

6.5 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法(以下「再委託先名等」という。)について記載した文書を提出し、防衛省の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、防衛省の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、上項 **b)** または **c)** により再委託を行う場合には、契約の相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し **6.4** 項に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項 **b)** または **c)** に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約の相手方は、本役務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

6.6 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に際して、第三者の有する知的財産権を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約の相手方が、前号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、一切の責任を契約の相手方が負うものとする。
- c) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

6.7 著作権

著作権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本業務の提出書類に関し、**著作権法**第27条及び第28条を含む著作権の全てを防衛省に無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、防衛省が承認した場合を除き、本業務の提出書類に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- c) 上項 **a)** 及び **b)** にかかわらず、本業務の提出書類に契約の相手方又は第三者が既に著作権を保有しているものを含む場合は、契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約の相手方又は第三者に帰属する。
- d) 本業務の提出書類に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、契約の相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

- e) 上項 c) 及び d) において、契約中又は契約終了後 5 年間は、防衛省は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- f) 本役務の提出書類等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、防衛省は当該紛争の事実を知ったときは、契約の相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約の相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。
- g) 官側は、契約の相手方から、a) により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- h) g) にかかわらず、契約の相手方は、防衛省の使用に供する目的で、a) により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。

6.8 作業場所と設備

- a) 契約の相手方が防衛省の施設内で作業を行うに当たり、防衛省の施設内で必要となる什器及び情報機器等については、契約の相手方が準備するものとする。
- b) 6.1 項表 2 の提出書類及びそれに付随する議事録、会議資料、検討資料は上記 a) にて準備される機器内で保管し、本件における相互のコミュニケーションの効率化を図るものとする。

6.9 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 搬入器材の保管に関する事項
- b) 作業場所の提供
- c) 現地における電力及び水の使用
- d) その他、官側が必要と認める事項

6.10 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義が生じた場合には、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

7 付表

付表 1－用語及び定義

用 語	定 義
防衛省サイバー人材総合戦略（令和 6 年 7 月 防衛省）	防衛省・自衛隊におけるサイバー人材に関する基本的な検討の方向性を戦略として部内・部外に示したもの。
NIST SP800-181	サイバーセキュリティにおける様々な役割・業務やそれに求められる知識・能力などを定義したフレームワーク。NIST（米国国立標準技術研究所）にて策定。
DoD Cyber Workforce Framework	サイバー領域における様々な役割・業務やそれに求められる知識・能力などを定義したフレームワーク。米国防総省（DoD）にて策定。
サイバー人材のスキル評価指標	防衛省サイバー人材総合戦略を受け、令和 6 年度に内局にて作成した、サイバー人材を省横断で評価できるよう役割と識能を整理した指標。
防衛省サイバー人材フレームワーク	サイバー人材のスキル評価指標の問題点を改善し、各組織にてサイバー人材の評価や活用のための使用を想定するフレームワーク。本役務の提出物。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号									
	調 達 要 求 番 号									
	調 達 要 求 年 月 日									
	作 成 部 課	整備計画局 サイバー整備課								
	作 成 年 月	令和7年10月6日								
品 名	防衛省におけるサイバー人材フレームワーク策定支援役務									
仕 様 書 番 号										
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイバー専門部隊 関連ポストの情報</td> <td>サイバー専門部隊に係る人事及び補職等に関する 情報</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>防衛省の規則類</td> <td>サイバースキル評価指標について(通知) (防整サ第8332号。令和7年3月31日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p> <p>※ 細部については別途官側が指示する。</p>			保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	サイバー専門部隊 関連ポストの情報	サイバー専門部隊に係る人事及び補職等に関する 情報		防衛省の規則類	サイバースキル評価指標について(通知) (防整サ第8332号。令和7年3月31日)
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項								
サイバー専門部隊 関連ポストの情報	サイバー専門部隊に係る人事及び補職等に関する 情報									
防衛省の規則類	サイバースキル評価指標について(通知) (防整サ第8332号。令和7年3月31日)									